【マイツーホー（オーナーさま向け）ご利用規程】　ご利用者さま用

1．目的

「マイツーホー（オーナーさま向け）ご利用規程 ご利用者さま用」（以下「本規程」といいます）は、東京ガス株式会社（以下「当社」といいます）が、ご利用者に東京ガスネットワーク株式会社（以下、「導管事業者」といいます）が所有するガスメーターと通信装置を利用して、『消し忘れ確認・遠隔遮断・自動通報』に基づいた「マイツーホー（オーナーさま向け）」（以下「本サービス」といいます）を提供することを目的とします。

2．用語の定義

本規程における用語の定義は、以下のとおりとします。

①ご利用者：本サービスにお申込み頂いている当該建物に入居される方（本サービスの対象は、導管事業者所有のガスメーターが設置されている住戸（以下「本サービスの対象場所」といいます）に限ります。）

②ご契約者：ご利用者が居住する建物の所有者で、当社と本サービスの契約を締結された方。

③ご利用者指定の連絡先：自動通報サービスにおいて当社からご連絡をする連絡先（連絡先はご利用者の申出により登録します。ご契約者を連絡先にする場合は、ご利用者からの登録が必要です。この連絡先において連絡が取れなかった場合に、ご利用者またはその代理人から過去に当社へ連絡いただいた際に当社が把握した電話番号、または、ご利用者からの遠隔遮断の依頼や自動通報等の受信の際に発信者番号通知により取得した電話番号に連絡することがあります。）

3．本サービスの内容

本サービスは、以下のサービスを提供します。

①ガスの消し忘れ確認・遠隔遮断サービス
ご利用者及びその代理人からの電話連絡に基づき、ガスの消し忘れ確認やガスの遠隔遮断を行ないます。

②自動通報サービス
ガスメーターの安全機能が働いたことや、予め設定されたお知らせ時間（予めご利用者が設定した、ガスを継続使用した際にガスを遮断する、ガス使用開始から当該遮断までの時間をいいます。尚、夏期（6 月～ 9 月）は約 1 時間、通常期（10 月～ 5 月）は、約 11 時間～ 12 時間に仮設定されています。）を超えて所定の流量以上のガスが流れたことを感知した場合にご利用者指定の連絡先に当社からその旨を連絡します。ご連絡が取れなかった場合は、当社は安全のためガスを遠隔遮断します。

4．本サービスの留意事項

(1) 本サービス共通

①本サービスは、日本語のみで提供します。

②本サービスは、ガスメーターの遠隔監視及び遠隔操作を行うものであり、個々のガス機器を監視・操作するものではありません。

③本サービスをご利用する場合でも、ガスメーターが遮断する基準などの保安上の性能に変更はありません。

④本サービスは、鍋等の調理器具の焦げ付き・風呂の沸かし過ぎ・火災等を直接的に防止するものではありません。

⑤理由の如何を問わず、ガスメーターの交換があった場合は、本サービスを提供する各種手続きのため、交換日から一週間ほど本サービスをご利用できなくなる場合があります。

⑥ご利用者は、本サービスを利用するにあたり、連絡先を登録いただき、変更するときは、当社に速やかにご連絡いただきます。

⑦当社からの連絡はフリーダイヤル（0120-117733）を利用します。フリーダイヤル着信拒否や特定番号のみ受信等の各種制限を設定している場合は、当社からの連絡を受けられません。

⑧当社都合によるシステムメンテナンスに伴い、本サービスの全部または一部が提供できないことがあります。

⑨ご利用者のガスが供給停止となった場合、本サービスの提供も停止し、供給が再開されると本サービスも自動的に再開します。

⑩ご利用者が当社以外のガス会社（以下「他社」といいます）とガス小売契約を締結している場合も、本サービスをご利用いただけます。

(2) 消し忘れ確認・遠隔遮断サービス

①以下の事項に該当する場合、ガスの消し忘れが正確に確認できないことがあります。

ⅰ）ガス機器の使用負荷に応じてガスの燃焼量を自動で制御する比例制御機能等により、ガスの流量が一時的に停止した場合。

ⅱ）口火、種火または微量のとろ火を使用している場合等、ガスメーターの感知性能を超えたごく微量なガスを継続的に使用している場合。

②ガスメーターの遠隔遮断が何らかの理由でできなかった場合は、当社指定の係員が出動してガスメーターでガスを止める措置を取ります。この措置のためにご契約者の敷地内に立ち入ることがあります。但し、当社指定の係員がガスメーター設置場所への立ち入りが困難な場合など、やむを得ない理由により、遮断できないことがあります。

③「エネファーム」、「エコウィル」、「ガスヒートポンプ（GHP）」及び業務用で使用される機器等、通常運転でもガスを長時間連続して使用する機器を所有している場合は、ガスの消し忘れが検知できないことがあります。

(3) 自動通報サービス

①当社は、ガスメーターの安全機能が働いたこと、または、予め設定されたお知らせ時間を超えて所定の流量以上のガスが流れたことを感知した場合、ご利用者指定の連絡先に連絡し、電話口に出られた方にお知らせします。ご連絡が取れなかった場合は、当社は安全のためガスを遠隔遮断します。

②連絡先やお知らせ時間の登録及び変更は、ご利用者の判断で行い、ご利用者から当社への連絡が必要となります。尚、登録された情報は、ご契約者へお知らせいたしません。

③個々のガス機器ごとに、お知らせ時間を設定することはできません。

④ガス流量が 0.7kW 以上で連続して流れ、お知らせ時間を超えた場合に通報します。ガスコンロのとろ火、その他のガス機器の口火や種火など、ガス流量が 0.7kW 未満の場合はお知らせしません。ただし、口火や種火など 0.7kW 未満であっても 30 日間以上連続してガスが流れている場合はお知らせします。

⑤「エネファーム」、「エコウィル」、「ガスヒートポンプ（GHP）」及び業務用で使用される機器を所有している場合、ご利用者ご自身でお知らせ時間を設定することはできません。

5．通信設備の設置

(1) 当社は、本サービスを提供するにあたり、ガスメーターと当社監視センターで通信を行うため、本サービスの対象場所のガスメーターを通信機能付ガスメーターに取替、通信装置及び配線設備（以下「通信設備」といいます）を設置します。

(2) 通信設備を、やむを得ずご契約者所有の建物壁等の財産上に設置することがあります。

6．本サービスの開始

本サービスのご利用開始日（以下「サービス開始日」といいます）は、当社の登録手続き完了後、ご利用者宛にサービスの開始を速やかに郵送でお知らせします。

7．通信設備の所有区分及び維持管理

（1）通信設備は導管事業者の所有とします。

（2）ご契約者は、善良な管理者の注意をもって通信設備を以下の①、②のとおり管理します。

①ご契約者及びご利用者は、当社の事前承諾なく、通信設備の現状を変更（取外、移設、分解、改造、修理、第三者への譲渡または転貸を含むがこれに限らない）することはできません。

②ご契約者及びご利用者は、通信設備の移設等、現状からの変更を希望する場合は、導管事業者に連絡が必要となります。

（3）ご契約者及びご利用者が通信設備を紛失、または、破損した場合、ご契約者は機器相当額を導管事業者に支払います。

（4）導管事業者は、必要に応じ、通信設備の点検・故障による交換、通信回線の変更に伴う設備の交換等を行います。

8．サービス提供期間

本サービスの提供は、当社がご契約者の申し込みを承諾したときから、解約されるまで継続します。

9．サービス停止

（1）当社は、以下の①～⑥のいずれかに該当する事由が生じたとき、何らかの催告なく、ただちに本サービス提供を停止することができます。

①本規程７．（2）、（3）を遵守されなかったとき。

②ご利用者のガスが供給停止となったとき。

③ご契約者に本サービス料金の滞納があったとき。

④通信環境により、本サービスの提供が困難となるとき。

⑤通信設備等の点検・修理が必要となっている状態において、ご契約者及びご利用者が当社指定の係員が行う作業を正当な理由なくして拒み、又は妨害等することにより点検・修理が行えず、サービスの提供が停止されたままの状態であるとき。

⑥ご契約者及びご利用者が悪意を持って本サービスを利用することにより、他のご契約者の利用を妨げ、サービス利用の公平性を損なうとき。

10．サービス内容、ご利用規程の改定

（1）当社は、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の定めに従い、お客さまの了承を得ることなく、本サービスの名称、内容及びご利用規程を変更する場合があります。この場合、変更する旨、変更後のサービス内容及び変更の効力発生日は、当社ホームページ等で変更日の 1 ヵ月前までにお知らせします。

（2）当社は、本サービスに付随するオプションサービスを追加する場合があります。追加するサービス内容は、当社ホームページ等でオプションサービス開始日の 1 ヶ月前までにお知らせします。尚、オプションサービスにご加入された場合は、オプションサービスの特約・規約を適用します。

11．サービスの終了

（1）当社は、当社の都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。

（2）当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、ご契約者に対し、終了する 3 ヶ月前までに、その旨を書面等にて通知するものとします。

12．損害賠償

当社の責任に帰すべき理由により、本サービス提供の不履行等によりご利用者に損害が発生した場合、当社はご利用者に対して、損害賠償責任を負います。

13. 免責

（1）次の各号のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部をご利用になれない場合でも当社はその責任を負いません。

①通信環境が、通信設備の設置後に悪化した場合。

②本規程 4（1）～（3）に該当しない場合。

（2）サービス開始のお知らせが郵送上の事故等当社の責任によらない事由により、第三者が記載事項を知得し、ご利用者に損害が生じても、当社はその責任を負いません。

（3）天変地異等の避けられない理由によって、本サービス提供の不履行が生じたために、ご利用者に損害が生じても当社はその責任を負いません。

14．検針・ガスメーターとの通信

（1）本サービスの提供開始以降、通信回線を利用したガスの検針が行われます。尚、なんらかの理由で通信回線を利用したガスの検針ができなかった場合は、検針員による訪問検針が行われます。

（2）通信回線を利用したガスの検針の場合、検針実施日と当社のガス小売契約における「ガス使用量のお知らせ」のお届け日が異なります。検針後遅滞なく、直接ポスト投函もしくは、郵便のいずれかによりお知らせいたします。

（3）本規程 5 に記載する通信装置を利用し、ガスの検針やガス安定供給及び保安の維持のためガスメーターと通信が行われることがあります。

（4）解約した場合においても、通信装置を設置している限り、ご契約者に対し本規程 7 及び本規程 14 の（1）～（3）が適用されます。

15．反社会勢力との関係排除

（1）ご契約者、ご利用者及びお支払者は、暴力団関係者その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと（但し、法令により取引が義務付けられているものは除く）、及び法的な責任を超えた不当な要求行為等（準ずるものを含む）をしないことを表明保証します。

（2）当社は、ご契約者、ご利用者及びお支払者が（1）を反した場合は、何らの催告なく本サービスを解除することができます。

16．個人情報の取扱いについて

弊社においては、お客さまの個人情報を弊社ガス供給販売業とこれに付帯する事業のために利用いたします。お客さま情報の取扱いの詳細については、弊社ホームページ（https://www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html）をご覧ください。

17．業務の委託

当社は、本サービスの販売・通信設備の設置工事・監視業務・その他の業務について、その業務を第三者に委託することがあります。

18．協議

（1）当社とご契約者は、本規程に定めのない事項については、法令及び商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。

（2）本規程に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

19．本規程の適用期間

本規程は 2022 年 4 月 1 日から有効とします。